

令和2年度香川県公衆無線LAN環境整備促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 香川県は、交流人口の拡大や、災害時の県民等の通信手段の確保を図るため、公衆無線LAN環境整備を促進することを目的として、香川県補助金等交付規則（平成15年規則第28号）及びこの要綱に定めるところにより、公衆無線LAN環境整備促進に係る事業の費用の一部について、予算の範囲内において香川県公衆無線LAN環境整備促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に、第3条に掲げる者が、第4条に掲げる補助対象施設等に、「かがわWi-Fi」のアクセスポイント（香川県との無料公衆無線LANサービス提供に係る業務提携に関する協定に基づくものに限る。以下「かがわWi-Fiアクセスポイント」という。）を新設する事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市町及び民間事業者（第4条に掲げる補助対象施設等を管理又は運営する事業者。以下同じ。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 代表一般役員等（事業者の代表役員等（事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
- (3) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。
- (4) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 事業者が別の者に当該「かがわWi-Fiアクセスポイント」を設置した施設等を管理させる場合、その管理者が第1号から第4号までのいずれかに該当する者であることを知りな

がら、当該者と管理委託契約を締結する等、当該者を利用したと認められるとき。

(6) 香川県税の滞納があるとき。

(補助対象施設等)

第4条 補助金の交付の対象となる施設等（以下「補助対象施設等」という。）は、次の各号に掲げる施設等であって、香川県内に所在するものとする。

(1) 観光集客施設

国内外の観光客又は来訪者が利用する集客施設

(2) 公共交通機関の旅客施設又は車輛等

国内外の観光客又は来訪者が利用する公共交通機関の旅客施設又は車輛等

(3) 防災関連施設

災害時に防災拠点となる施設、避難所その他の防災関連施設

(4) 第1号から第3号までのいずれかの施設等に設置又は当該施設等に隣接して設置する自動販売機

(5) その他補助対象施設等として適当であると知事が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施設等は、補助対象施設等としない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの

(2) 公序良俗に反するもの

(3) 法令、規則等に反するもの

(4) その他補助対象施設等として適当でないと知事が認めるもの

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助率は、10分の10とする。

3 補助対象経費は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額とする。

4 補助金額に百円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てることとする。

(補助対象外経費)

第6条 前条の事業における補助対象外経費は、次の各号のとおりとする。

(1) 維持経費（機器使用料、回線使用料、保守点検・修繕料等）

(2) 本事業に直接関係のない経費（食糧費、旅費、通信運搬費、使用料等の通常の運営経費）

(3) 施設整備等にかかる経費（建物等管理、建築・土木委託費等）及び維持管理経費

(4) 無線LAN環境整備に係る別の補助金、支援金、委託金等が支給されている場合の重複部分の経費

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする市町長又は民間事業者の代表者（以下「交付申請者」という。）は、香川県公衆無線LAN環境整備促進事業補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）

(以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支出を証明する書類(請求書の写し、領収書の写し等)
- (2) 「かがわWi-Fiアクセスポイント」を設置したことが分かる書類(設置箇所を示した平面図、設置後の写真等)
- (3) 補助対象施設等の用途を確認できる書類
- (4) 誓約書(様式第2号)(市町長の場合は不要)
- (5) 香川県税の滞納がないことを証明できる書類(市町長の場合は不要)
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 前項の交付申請書の提出期限は、令和3年3月19日までとする。

(補助金の交付決定等)

第8条 知事は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、香川県公衆無線LAN環境整備促進事業補助金交付決定兼額の確定通知書(様式第3号)により交付申請者に通知し、補助金を交付するものとする。なお、申請の内容を審査した結果、交付申請額に満たない金額を交付決定する場合がある。

2 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに交付申請者に通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第9条 補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付対象として取得した財産を善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の趣旨に従って効果的に運用しなければならない。
- (2) 補助金の交付を受けた者は、補助金に関わる経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を5年間(令和8年3月31日まで)保存しなければならない。

(補助金の交付決定の取り消し等)

第10条 知事は、次の各号に該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の変更若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 交付申請者が第3条第2項の第1号から第5号までのいずれかに該当していることが判明したとき。
- (2) 補助対象施設等が第4条第1項の各号に該当しないことが判明したとき。
- (3) 補助対象施設等が第4条第2項の各号のいずれかに該当していることが判明したとき。
- (4) 交付申請書その他書類に虚偽があるとき。
- (5) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件若しくは法令に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ず

るものとする。

(報告、検査及び指示)

第12条 知事は、補助事業を適正に実施させるため必要があると認めるときは、交付申請者に対し補助事業に関し報告を求め、又は職員に命じて書類若しくは補助事業の遂行状況を検査させ、その他必要な指示をすることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

（1）補助対象経費

- ・ 「かがわWi-Fiアクセスポイント」について、その設置にかかる初期経費のうち、次表に掲げる経費を補助対象経費とする。
- ・ 次表に掲げる経費について、割引等があった場合は、割引後の額を補助対象経費とする。

区 分	補助対象経費（初期経費）
①光回線	契約料、基本工事費、交換機等工事費、配線工事費、回線終端装置工事費、ホームゲートウェイ機器取付工事費、アクセスポイント機器購入・設定費、その他工事費等
②ADSL回線	契約料、基本工事費、交換機等工事費、配線工事費、ADSLモデム機器取付工事費、アクセスポイント機器購入・設定費、その他工事費等
③LTE回線	SIM契約料、モバイルルータ機器購入費、配線工事費、アクセスポイント機器購入・設定費、その他工事費等

（2）補助限度額（1アクセスポイント当たり）

区 分	限度額（右欄以外）	限度額（アクセスポイント機器を購入した場合）
①光回線	30,000円	60,000円
②ADSL回線	28,000円	58,000円
③LTE回線	26,000円	56,000円

(様式第1号)

香川県公衆無線LAN環境整備促進事業補助金交付申請兼実績報告書

年 月 日

香川県知事 浜田 恵造 殿

住所

(申請者) 商号又は名称



代表者の氏名

(法人・団体の場合は、代表者の職氏名)

香川県公衆無線LAN環境整備促進事業補助金の交付を受けたいので、別紙関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 かがわWi-Fiアクセスポイントを新設した日 年 月 日
- 3 協定の締結事業者 ()
- 4 交付申請の内訳

設置する施設等の用途、 名称及び所在地	回線の区分 (○で囲む)	かがわWi-Fi アクセスポイント数	交付申請額
	1 光 2 ADSL 3 LTE	か所	円
	1 光 2 ADSL 3 LTE	か所	円

(注) 次の書類を添付すること。

- ・補助対象経費に係る請求書の写し、領収書の写し等 (※)
- ・設置箇所を示した平面図、設置後の写真等
- ・補助対象施設等の用途を確認できる書類
- ・誓約書 (様式第2号) (市町長の場合は不要)
- ・「香川県税の完納証明書」、「個人住民税の完納証明書 (申請者が個人の場合のみ) 」 (市町長の場合は不要)

※アクセスポイント機器を購入した場合は、当該アクセスポイント機器の購入・設定費の金額が確認できる書類を添付すること。

5 振込先

口座名義 (フリガナ)		
口座情報	[銀行名]	[支店名]
	[当座・普通の別]	[口座番号]

担当者名 _____

住所又は所在地 _____

電話番号/FAX番号 TEL _____ FAX _____

Emailアドレス _____

(様式第2号)

誓 約 書

年 月 日

香川県知事 浜田 恵造 殿

住所

(申請者) 商号又は名称



代表者の氏名

(法人・団体の場合は、代表者の職氏名)

香川県公衆無線LAN環境整備促進事業補助金の交付申請に際し、同交付要綱第3条第2項の第1号から第5号までのいずれにも該当せず、将来においても該当する行為を行わないことを誓約します。

香川県公衆無線LAN環境整備促進事業補助金交付要綱

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市町及び民間事業者（第4条に掲げる補助対象施設等を管理又は運営する事業者。以下同じ。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 代表一般役員等（事業者の代表役員等（事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
- (3) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。
- (4) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 事業者が別の者に当該「かがわWi-Fiアクセスポイント」を設置した施設等を管理させる場合、その管理者が第1号から第4号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と管理委託契約を締結する等、当該者を利用したと認められるとき。

(様式第3号)

香川県公衆無線LAN環境整備促進事業補助金交付決定兼額の確定通知書

文 書 番 号
年 月 日

(申請者) 殿

香川県知事 浜田 恵造 印

香川県公衆無線LAN環境整備促進事業補助金について、下記のとおり交付することを決定し、併せてその額を確定したので通知します。

記

1 補助金の額 円

2 補助金の内訳

設置する施設等の用途、 名称及び所在地	回線の区分 (○で囲む)	かがわWi-Fi アクセスポイント数	交付決定額
	1 光 2 ADSL 3 LTE	か所	円
	1 光 2 ADSL 3 LTE	か所	円

3 補助金交付の条件

- (1) 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付対象として取得した財産を善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の趣旨に従って効果的に運用しなければならない。
- (2) 補助金の交付を受けた者は、補助金に関わる経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を5年間（令和8年3月31日まで）保存しなければならない。